

工事成績採点基準

最終改正：平成 28 年 9 月 5 日

1 評定者及び評定比

- (1) 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての監督を行う者（第一次評定者（監督職員））、監督職員を指導するもの（第二次評定者（担当課長等））および検査を行う者（第三次評定者（検査職員））とする。
- (2) 評定比は、次表のとおりとする。

区 分	評 定 者	評 定 比
第一次評定者	監督職員	0. 4
第二次評定者	担当課長等	0. 2
第三次評定者	検査職員	* 0. 4

* 中間検査のある場合の評定比は、中間検査 0. 2、完成検査 0. 2 とする。また、中間検査が 2 回以上ある場合は、その平均値とする。

2 採点基準の運用方針

- (1) 評定は公平性を図るために評定者の主観を排し、極力客観的に統一のとれた評定を行う。
- (2) 評定結果は工事成績評定表（完成検査においては要領様式 1 一甲、中間検査においては要領様式 1 一乙）に記録するものとする。
- (3) 評定は、工事成績採点表（様式 1）および考査項目別運用表（別表 1～6）に基づき、「施工プロセス」のチェックリスト（別表 7）を参考にして行うものとする。
- (4) 項目別評定点の算出は細目別評定採点表（様式 2）によるものとする。
- (5) 受注者は工事における「創意工夫」、「社会性等」、「工事特性」について、創意工夫・社会性等・工事特性説明書（様式 3 一甲）および、創意工夫・社会性等・工事特性説明資料（様式 3 一乙）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- (6) 情報共有システムの利用対象となる工事の評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に情報共有システム運用ガイドライン（案）福井県版の「情報共有システム事前協議チェックシート（工事）」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を受発注間で取り決めることをいう。

(7) 修補を指示した場合は、修補前の状態で採点し、修補後の採点はしないものとする。

(8) 平成28年10月1日以降に検査を行う工事から適用する。